

『埼玉青少年の意識と行動調査』 検討案

【調査 I】 青少年全般を対象とした意識と行動調査

	平成 28 年度 【参照】資料1-2、1-3、1-4	令和 3 年度（案）	変更理由
目的	<p>青少年の意識や行動を継続的に把握・分析することにより、青少年施策を検討する上での基礎資料を得る。</p> <p>* 青少年健全育成プラン策定の前年度（5年ごと）に実施</p>	左に同じ	変更なし
調査対象	<p>① 10歳から14歳までの青少年 1,200人</p> <p>② 15歳から30歳までの青少年 1,200人</p> <p>③ 10歳から14歳までの保護者 1,200人</p>	<p>① 10歳から14歳までの青少年 2,000人</p> <p>② 15歳から19歳までの青少年 2,000人</p> <p>③ 20歳から29歳までの青少年 2,000人</p> <p>④ 30歳から40歳までの青少年 2,000人</p> <p>⑤ ①～④の保護者 8,000人</p>	<p>・ 支援を必要とする青少年の範囲が30歳代にまで広がっている。</p> <p>・ また、その親も含めた支援を検討する必要がある。</p>
調査方法	郵送配布 → 調査員による訪問回収	郵送配布 → 郵送又はインターネットによる回答	・ トラブルを回避するため。
調査項目	<p>以下の内容について 50問程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 性別、学年、地域 ・ 家庭、親子のふれあい ・ 学校生活、職場や職業 ・ 将来の希望 ・ 自由時間、友人関係 ・ インターネットの利用 ・ 恋愛、結婚観 ・ 悩みごと、相談相手 ・ 地域のこと、社会一般 	左をベースにして、30問程度に絞り込む。	<p>・ 調査項目が多く答える側の負担になっている。</p> <p>・ 他の調査で把握できる項目を省くなど、精査する。</p>

【調査Ⅱ】 困難を抱える青少年の意識と行動調査

	平成28年度	令和3年度（案）
目的	実施なし	子ども・若者育成支援推進法に基づき、社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者の支援を進める上での基礎資料を得る。
調査対象		① 支援機関・団体を利用する15歳から40歳までの青少年 （ニート、ひきこもり、貧困、発達障害などの困難を抱える若者） 200人 ② ①の家族（親、兄弟、姉妹等） 200人 ③ ①②の支援に携わる県内支援機関・団体 200人
調査企画		埼玉県若者支援協議会の構成員（支援機関・団体）に調査の企画に協力を求める。
調査方法		県内の支援機関・団体に郵送で依頼（30団体程度） →各団体が集めて返送
調査項目		① 支援機関・団体を利用する15歳～40歳の青少年 <ul style="list-style-type: none"> ・どのようなことに生きづらさ、あきらめ、不安等を感じるか ・困難な状況から一歩踏み出そうと思ったきっかけ ・支援機関・団体や家族の支援でよかったこと、困ったこと ・必要と感じるサポート ② ①の家族（親、兄弟、姉妹等） <ul style="list-style-type: none"> ・効果的な支援、マイナスに働いた支援 ・家族としての課題、困りごと ・支援機関・団体に求めている支援 ③ ①②の支援に携わる県内支援機関・団体 <ul style="list-style-type: none"> ・効果的な支援、マイナスに働いた支援 ・支援に当たっての課題